

時間外選定療養費の徴収について

当院では、二次救急医療機関及び高度救命救急センターとして、緊急性の高い患者さんを24時間体制で受入れをしております。

しかし、1・2次救急外来におきましては、緊急性の低い患者さんも多く受診されているのが現状です。そこで、本来の目的である重症患者及び救急車の受入れのため、入院を必要としない緊急性の低い患者さんにつきましては、6月1日（日）より通常の診療費に加え、時間外選定療養費をご負担頂くことと致します。

これからも引き続き、患者さんに適切かつ最善な医療を提供するために努力致しますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【時間外選定療養費の料金】

8,800 円（税込み）

※時間外選定療養費は、厚生労働省から認められている制度です。

【対象となる時間帯】

平日 18時～翌8時

土曜日 12時～翌8時

日曜・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の全日

【徴収対象外となるケース】

- 1.診療の結果、入院となった方
- 2.救急車にて搬送された方
- 3.救急外来受診のための紹介状をお持ちの方
- 4.生活保護法による医療扶助対象の方
- 5.特定疾患及び障害などの各種公費負担医療制度受給対象の方

※乳幼児医療、義務教育就学時医療、ひとり親家庭医療の方はご負担を頂く対象となります。

- 6.当院で当日の受診歴があり、その症状が悪化し受診する方

※時間外選定療養費についてのご不明な点等ございましたら、医事課までお問い合わせ下さい。

令和7年5月21日

病 院 長